

記 録

令和 5 年 1 1 月

日向市農業委員会定例総会議事録

令和 5 年 1 1 月 2 8 日 (火)

記 録

令和5年11月農業委員会定例総会議事録

令和5年11月農業委員会定例総会を令和5年11月28日（火）午後3時から日向市役所 第1・2・3委員会室において開催する。

農業委員の出欠

出席委員（13名）

1番	股野満男	2番	細川豪邦
3番	甲斐英教	4番	前川ふじ子
5番	平野直樹	6番	山本孝志
7番	海野善文	9番	治田健
10番	松木親則	11番	山本恵子
12番	黒木耕作	13番	池田慶子
14番	新名浩		

欠席委員（1名）

8番 鈴野浅夫

農地利用最適化推進委員の出席者

出席委員（15名）

15番	岩田政詞	16番	黒木義行
18番	菊田泰徳	19番	佐藤力
20番	田代百合子	21番	河野美紀
22番	黒木博	23番	海野茂実
24番	伊東松実	25番	溝口一文
26番	黒木藤市	27番	黒木敬治
28番	黒木豊喜	29番	山口佐知男
30番	児玉克朗		

事務局出席者

事務局長 多田好太郎
主任主事 井本彩

事務局長補佐 柏田高宏

市長部局出席者

農業畜産課
主任主事 林田紘典

記 録

日程第1 議事録署名者の指名

2番 細川 豪邦 委員

9番 治田 健 委員

日程第2

議案第61号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第63号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画について

議案第64号 農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第65号 非農地証明願いについて

議案第66号 農地のあっせん申出について

議案第67号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書について

報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第48号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第49号 農地転用許可申請後の許可状況報告について

記 録

以上、会議の顛末を記し、記録に相違ないことを認めここに署名する

会 長

2 番

9 番

記 録

議事録

開 会 午後 3 時 0 0 分

議長 それでは、ただいまから令和 5 年 1 1 月日向市農業委員会定例総会を開会します。なお、いつもお願いしておりますが、携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。次に私語を慎んでください。また、発言される際は議席番号を言ってから発言してください。議事録作成に支障をきたしますの
のでよろしくお願ひします。

開会に先立ち報告いたします。本日の会議に 8 番鈴野浅夫委員、1 7 番橋口泉委員から欠席の届出がありましたので報告します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員に 2 番細川豪邦委員、9 番治田健委員を指名します。よろしくお願ひします。

次に日程第 2、議案審議に入ります。

まず議案第 6 1 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてであります。

それでは、事務局に番号 4 3 から 4 5 について説明をお願いします。

事務局 受付番号 4 3、土地の所在地は東郷町山陰、田が 1 筆で 9 5 9 m²です。譲受理由は規模拡大、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

所有権移転後は、薬草を作付けされると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 4 4、土地の所在地は東郷町坪谷、田が 3 筆で 1, 7 1 3 m²です。譲受理由は相手方の要望、譲渡理由は労力不足で、売買による所有権移転です。

所有権移転後は、果樹を栽培されると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

受付番号 4 5、土地の所在地は塩見、畑が 6 筆で 1, 6 3 3 m²です。譲受理由は新規参入、譲渡理由は相手方の要望で、権利の種類は売買による所有権移転です。

所有権移転後は、施設園芸を営まれると伺っています。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請で、同法の第 2 項の各号には該当いたしません。

以上 3 件、皆さまのご審議をお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
番号 4 3 担当の 2 3 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 3 番委員 2 3 番委員です。別に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号 4 4 担当の 2 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

2 9 番委員 2 9 番委員です。特に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
次に、番号 4 5 担当の 1 9 番委員から補足があれば説明をお願いします。

1 9 番委員 1 9 番委員です。別に問題ありません。

議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。

記 録

- 議長 無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- 事務局長 議案第61号番号46は委員案件となっております。細川委員はご退席をお願いします。
- 議長 再開します。
議案第61号番号46について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号46、土地の所在地は平岩、田が1筆で502㎡です。譲受理由、譲渡理由は贈与による所有権移転です。
所有権移転後は、果樹を栽培されると伺っています。農地法第3条第1項の規定による許可申請で、同法の第2項の各号には該当いたしません。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
それでは、番号46担当の19番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 19番委員 19番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。全員賛成(賛成多数)ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- 事務局長 細川委員はご入室下さい。
- 議長 再開します。
次に議案第62号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号12、土地の所在地は東郷町坪谷、田が1筆で204㎡です。転用目的は住宅ですが、追認とありますように既に転用済みです。申請人にお話を伺ったところ、45年程前に、農地法の申請が必要なことを知らず両親の隠居住宅を建築したとのことで、顛末書も提出されています。生活雑排水は本家と一緒に浄化槽を設置し、側溝に排水しているため周辺農地への影響はありません。また、追認申請のため新たな費用は発生しません。以上のことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
受付番号13、土地の所在地は平岩、畑が5筆で319㎡です。転用目的は住宅敷地ですが、先日現地調査を行ったところ既に敷地の一部に庭木が植栽さ

記 録

- 事務局 | れていたため、議案書に追認と追記をお願いします。申請人にお話を伺ったところ、以前は申請地の隣接地の宅地に申請人の両親が住んでいたとのことで、相続した頃には現在の状況だったとのことで、許可後は住宅を修繕して住むため、申請に及んだとのことです。雨水は側溝に排水し、周囲はブロック塀を5段から6段造り、土砂の流出を防止するため周辺農地への影響はありません。また、費用はブロック塀のみですが、賄うための資金証明も提出されています。以上のことから一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当し、転用目的から代替地もないことから、立地基準も満たしていると考えられます。
以上2件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。
それでは、番号12担当の29番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 29番委員 | 29番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
次に、番号13担当の30番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 30番委員 | 30番委員です。特に問題ありません。
- 議長 | ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。
次に、議案第63号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画についてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 | 今回3件の申請があり、田が合計6筆で、4,003㎡です。全て集積済みですが、耕作者変更のために申請されたものです。期間、賃金、作物については議案書をご参照ください。
以上3件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 | ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)
- 議長 | ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- 事務局長 | 議案第64号番号17、18、20、21は委員案件となっております。松木委員はご退席をお願いします。
- 議長 | 再開します。

記 録

- 議長 議案第64号農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画についてであります。それでは、番号17、18、20、21について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 はい。関連がありますので、受付番号17、18、20、21について合わせて説明します。
土地の所在地は全て平岩、田が7筆で12, 118㎡です。全て、賃貸借権の更新で、期間は令和5年12月1日から5年で、賃借料は反当たり10, 000円です。譲受人は、主に畜産業を営む認定農業者で許可後は引き続きWC S用稲を作付されるとのことです。
以上4件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号17、18、20、21担当の19委員から補足があれば説明をお願いします。
- 19番委員 19番委員です。別に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。ここで休憩します。
- 事務局長 松木委員はご入室下さい。
- 議長 再開します。
議案第64号番号19について、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 番号19、土地の所在地は美々津町、田が2筆で1, 921㎡です。賃貸借権の更新で、期間は令和5年12月1日から3年で、賃借料は反当たり玄米60kgです。譲受人は、主に畜産業を営む認定農業者で許可後は引き続き露地野菜を作付されるとのことです。
以上1件、皆さまのご審議をお願いします。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号19担当の21番委員から補足があれば説明をお願いします。
- 21番委員 21番委員です。特に問題ありません。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。

記 録

- 議長 ここで休憩します。
- 事務局長 議案第65号は委員案件となっております。田代委員はご退席をお願いします。
- 議長 再開します。
議案第65号非農地証明願いについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号15、土地の所在地は東郷町山陰、田が8筆で8,709㎡です。
先日担当委員と一緒に現地調査で確認したところ、申請内容どおり農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地であって、農業的利用を図るための条件整備が計画されていない土地であり、現況としては原野の状態でした。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。
- (全員挙手)
- 議長 ありがとうございました。全員賛成ですので原案のとおりとします。
ここで休憩します。
- 事務局長 田代委員はご入室下さい。
- 議長 再開します。
次に議案第66号農地のあっせんについてであります。それでは、事務局に説明をお願いします。
- 事務局 受付番号10、土地の所在地は平岩、田が1筆で1,166㎡です。所有者である申出人より、貸したいということであっせんの申出がありました。
以上1件、皆さまのご審議をよろしくお願いします。
- 議長 ありがとうございました。
ここで、農地部会が開催されておりますので農地部会長に報告をお願いします。
- 農地部会長 はい。農地部会長です。本日、総会前に農地部会で協議しましたので、ご報告します。
総会であっせんを受けるということになれば、3番甲斐英教委員、30番児玉克朗委員にあっせん委員をお願いしてはどうかということになりました。
以上、ご報告します。
- 議長 ありがとうございました。
ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。
無いようですので、お諮りします。あっせんの申出を承諾し、部会長の提案通り受付番号10は3番委員、30番委員をあっせん委員とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので農地部会長提案のとおりとします。

次に議案第67号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書についてであります。それでは、日向市農業畜産課林田主任主事に説明をお願いします。

農業畜産課 はい、皆さんこんにちは。農業畜産課の林田と申します。よろしくお願いたします。お手元の議案第67号別紙をご覧ください。こちらの資料の後ろに農用地利用計画図を添付しておりますのでご覧ください。

今回の除外案件は1件となります。事業計画者は資料のとおりです。本案件は、農家住宅の建設に伴い農用地の除外をするものとなっております。土地の所在地は、塩見です。現況地目は畑で、除外面積は2,339㎡です。次に除外要件検討についてです。2ページ目をご覧ください。

まず第1号です。申請者が土地について代替地を検討しておりましたが、費用や立地の面で条件が合わず断念されたということです。申請地につきましては、遊休農地となっていたことに加えて、今後も農地として活用がなかなか見込みがないということで、申請者の農家住宅の建設に係る除外もやむを得ないということで判断いたしました。なお、住宅に加えましてビニールハウスを3棟敷地内に配置することから、除外の面積についても妥当であると判断いたしました。

第2号要件です。申請地の周辺農地は進入道が確保されていますので、当該地の除外等を行った場合も効率的かつ総合的な利用に支障はありません。

第3号要件です。申請地の周辺農地は、農地利用集積計画と農業委員会の農地あっせん等に関する情報により、担い手に関する農用地利用集積に支障を及ぼすおそれはないことを確認済みです。

第4号要件です。隣接地との境界には、建築ブロックを設置する予定でありまして、これにより雨水等による敷地内の敷土が水路に流れ込む心配はなく、排水に悪影響の及ぶ整地はしないということで伺っております。

第5号要件です。土地改良事業等については該当ございません。

計画の変更については、資料に変更前変更後をお示しておりますのでそちらをご覧ください。

以上簡単でございますが、ご審議いただければと思います。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

この件に関しまして、農地部会で現地調査および審議を行っておりますので、部会の報告を部会長からお願いします。

農地部会長 はい、農地部会長です。

総会前に現地調査および農地部会を開催いたしました。

農地部会で検討いたしまして、特に問題はなく、異議なしという意見にまとまりましたので報告いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

ただいま説明のありました案件について、質疑はございませんか。無いようですので、お諮りします。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

記 録

議長 ありがとうございます。全員賛成ですので原案のとおりとします。
以上をもちまして、議案の審議を終了いたします。
続きまして、報告47号から第49号について、事務局長から報告をお願いします。

事務局長 それでは、日向市農業委員会事務局規程による受理通知書の交付等について、ご報告申し上げます。
まず、報告第47号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてであります。議案書では33ページからです。
届出の件数は8件、土地は田1筆、畑8筆で面積は2,258㎡であります。
転用目的につきましては、個人住宅、駐車場、共同住宅であります。
次に、報告第48号農地法第18条第6号の規定による通知についてであります。
議案書では38ページからです。
届出の件数は13件、土地は田19筆、畑18筆で面積は28,549㎡であります。
最後に、報告第49号農地転用許可申請後の許可状況報告についてであります。
議案書では47ページからです。
令和5年9月の定例総会で可決した5条申請2件が県知事許可されております。
以上ご報告申し上げます。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告についてご意見、ご質問はありませんか。
無いようですのでこれを持ちましてすべての会議の日程を終了しますとともに、議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。